

令和 7 年 3 月 2 1 日

五所川原市教育委員会

令和 7 年 第 3 回定例会

提案事件綴

五所川原市教育委員会

目 次

1	議案第 3 号	五所川原市教育振興基本計画の策定について	P 1
2	議案第 4 号	五所川原市中学校部活動地域移行推進計画の策定について	P 2
3	議案第 5 号	令和 7 年度五所川原市学校教育指導の方針と重点について	P 3
4	議案第 6 号	教育財産の取得の申し出について	P 6
5	議案第 7 号	工事の計画について	P 8
6	議案第 8 号	五所川原市少年相談センター規則を廃止する規則の制定について	P 9
7	議案第 9 号	五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について	P 1 1
8	議案第 1 0 号	五所川原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について	P 1 5
9	議案第 1 1 号	五所川原市社会教育委員の委嘱について	P 1 8
1 0	議案第 1 2 号	五所川原市スポーツ推進委員の委嘱について	P 1 9
1 1	議案第 1 3 号	五所川原市立図書館協議会委員の任命について	P 2 0

議案第 3 号

五所川原市教育振興基本計画の策定について

教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項に基づき、五所川原市教育振興基本計画を下記のとおり策定する。

記

1 策定計画

別冊「五所川原市教育振興基本計画」のとおり。

2 参考資料

資料 1 「五所川原市の教育施策の大綱（案）に関するパブリックコメント」

資料 2 「意見募集結果について」

議案第 4 号

五所川原市中学校部活動地域移行推進計画の策定について

五所川原市中学校部活動地域移行推進計画を下記のと通りの策定する。

記

1 策定計画

別冊「五所川原市中学校部活動地域移行推進計画」のとおり。

2 参考資料

資料 1 「五所川原市中学校部活動地域移行推進計画（案）に関するパブリックコメント」

資料 2 「意見募集結果について」

議案第 5 号

令和 7 年度五所川原市学校教育指導の方針と重点について

令和 7 年度五所川原市学校教育指導の方針と重点を次のとおり定める。

令和7年度五所川原市学校教育指導の方針と重点

■ 方 針

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育を推進する。

■ 重 点

1 授業の充実

一人一人の児童生徒が、「主体的・対話的で深い学び」を通して、「確かな学力」を確実に身に付けることができるよう、温かな人間関係の形成や学び合う集団づくりのもと、目指す資質・能力を明確にするとともに、言語活動の充実を図りながら、より効果的な学習活動となるよう工夫・改善に取り組む。

2 生徒指導の充実

一人一人の児童生徒が、個性を発見し、自分のよさや可能性を伸ばすことができるよう、家庭や地域社会及び関係機関等との連携を図りながら、協働的な指導体制の下で、心の結び付きを基調として支えるとともに、いじめや問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

3 道德教育の充実

一人一人の児童生徒が、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を生活の中に生かし、豊かな心を持ち、未来を切り拓く主体性のある人間になれるよう、「特別の教科 道德」を要として、教育活動全体を通じて、他者と共によりよく生きる基盤となる道德性の育成を図る。

4 特別活動の充実

一人一人の児童生徒が、集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、集団や自己の生活上の課題を解決していくことができるよう、必要な資質・能力の育成を図る。

5 体育・健康教育の充実

一人一人の児童生徒が、生涯にわたって自ら進んで運動に親しみ、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフを送ることができるよう、家庭や地域社会と連携しながら、心と体を一体として捉え、健やかな体の育成を図る。

6 特別支援教育の充実

特別な配慮を必要とする児童生徒が、発達障がいを含む障がい等による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するとともに、その持てる力を最大限に発揮して自立や社会参加ができるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援の充実を図る。

7 キャリア教育の充実

一人一人の児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立ができるよう、必要な基盤となる資質・能力の育成を図る。

8 総合的な学習の時間の充実

一人一人の児童生徒が、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく問題を解決し、自己の生き方を考えていくことができるよう、各教科等を越えた全ての学習の基盤となる資質・能力の育成を図る。

9 情報化に対応する教育の推進

一人一人の児童生徒が、情報モラルを含む情報活用能力を身に付けることができるよう、一人一人の端末をはじめとしたＩＣＴ機器を適切に活用し、系統的・体系的な情報教育を推進する。

10 国際化に対応する教育の充実

一人一人の児童生徒が、我が国や諸外国の文化と伝統について関心と理解を深めるとともに、郷土に対する愛着と誇りを培い、外国語によるコミュニケーションを図る資質・能力を育成し、国際社会に貢献できるよう、国際理解教育を推進する。

11 環境教育の推進

一人一人の児童生徒が、環境と人間との関わりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うことができるよう、環境保全に主体的に取り組む態度の育成を図る。

12 研修の充実

教員等の資質能力を高め、教育活動の充実を図るため、計画的・実践的な研修を推進する。

議案第 6 号

教育財産の取得の申し出について

五所川原市長に対し、下記のとおり令和 7 年度における 1 件 5 0 0 万円を超える教育財産の取得を申し出るものとする。

記

N o	事業名・担当部署	申し出内容
1	教科書指導書 整備事業 (学校教育課)	【事業内容】 西北地区教科用図書採択協議会において採択された、中学校教科用図書の教師用指導書及び教師用教科書並びに指導者用デジタル教科書を整備する。 【事業費及び財源】 事業費： 18,199 千円 財源：一般財源 18,199 千円 【取得を申し出する財産】 教師用指導書 <u>16,219 千円</u> 【今回取得する教育財産のうち申し出対象外のもの】 指導者用デジタル教科書 1,699 千円 教師用教科書 281 千円 計 1,980 千円
2	単独学校給食 管理運営費 (学校給食センター)	【事業内容】 市浦小学校、市浦中学校の小中併置校計画に伴い調理器機を整備する。 【事業費及び財源】 事業費： 17,800 千円 財源：保健体育債 17,800 千円 【取得を申し出する財産】 食器洗浄機 <u>5,239 千円</u> 【今回取得する教育財産のうち申し出対象外のもの】

		プラストチラー 4,856 千円 コンビオーブン 4,456 千円 消毒保管庫（白衣用） 750 千円 シンク（移動・二層シンク） 844 千円 計 10,906 千円
		備考： 事業費にはガス配管等の修繕料 1,655 千円を含む。

議案第 7 号

工事の計画について

令和 7 年度に実施する 5 0 0 万円以上の工事の計画を下記のとおり策定する。

記

No	事業名・担当部署	計画内容																								
1	小学校施設 整備事業 (教育総務課)	【事業内容】 市浦小学校、市浦中学校の学校再編事業において併置校舎として使用する市浦小学校の長寿命化改修を令和6年度、令和7年度の2か年度で実施することとし、令和7年度では改修工事を行う。 【予算額】 <table><tr><td>工事監理業務委託料</td><td>8,096 千円</td></tr><tr><td>内訳：改修工事監理業務委託料</td><td>8,096 千円</td></tr><tr><td>工事請負費</td><td>319,791 千円</td></tr><tr><td>内訳：改修工事（校舎棟）</td><td>147,444 千円</td></tr><tr><td>改修工事（屋内運動場）</td><td>50,899 千円</td></tr><tr><td>改修工事（機械設備）</td><td>72,885 千円</td></tr><tr><td>改修工事（電気設備）</td><td>48,563 千円</td></tr><tr><td>合計</td><td>327,887 千円</td></tr></table> 【予算財源】 <table><tr><td>小学校債（小学校施設整備事業）</td><td>257,100 千円</td></tr><tr><td>小学校費補助金（学校施設環境改善交付金）</td><td>70,727 千円</td></tr><tr><td>一般財源</td><td>60 千円</td></tr><tr><td>合計</td><td>327,887 千円</td></tr></table>	工事監理業務委託料	8,096 千円	内訳：改修工事監理業務委託料	8,096 千円	工事請負費	319,791 千円	内訳：改修工事（校舎棟）	147,444 千円	改修工事（屋内運動場）	50,899 千円	改修工事（機械設備）	72,885 千円	改修工事（電気設備）	48,563 千円	合計	327,887 千円	小学校債（小学校施設整備事業）	257,100 千円	小学校費補助金（学校施設環境改善交付金）	70,727 千円	一般財源	60 千円	合計	327,887 千円
工事監理業務委託料	8,096 千円																									
内訳：改修工事監理業務委託料	8,096 千円																									
工事請負費	319,791 千円																									
内訳：改修工事（校舎棟）	147,444 千円																									
改修工事（屋内運動場）	50,899 千円																									
改修工事（機械設備）	72,885 千円																									
改修工事（電気設備）	48,563 千円																									
合計	327,887 千円																									
小学校債（小学校施設整備事業）	257,100 千円																									
小学校費補助金（学校施設環境改善交付金）	70,727 千円																									
一般財源	60 千円																									
合計	327,887 千円																									

議案第 8 号

五所川原市少年相談センター規則を廃止する規則の制定について

五所川原市少年相談センター規則（平成 17 年五所川原市教育委員会規則第 33 号）を廃止する規則を下記のとおり制定する。

記

1 廃止理由

五所川原市少年相談センター指導員事業を青森県の青少年健全育成推進事業と統合し、及び実施することとしたため廃止するものである。

2 廃止に係る規則案

別紙のとおり。

3 規則の廃止年月日

施行日を令和 7 年 4 月 1 日

五所川原市少年相談センター規則を廃止する規則

五所川原市少年相談センター規則（平成１７年五所川原市教育委員会規則第３３号）は、
廃止する。

附 則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 9 号

五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について

五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則（平成 17 年五所川原市教育委員会規則第 4 号）の一部を改正する規則を下記のとおり制定する。

記

1 改正理由

組織機構の見直しに伴い、分掌事務について所要の改正を行うものである。

2 改正概要

- （1）社会教育課の課内室である少年相談センターを廃止するため、規則から削る。
- （2）教育委員会事務局の次の係の分掌事務について見直しをするため、所要の改正を行う。

ア 教育総務課教育総務係

イ 教育総務課施設係

ウ 社会教育課社会教育係

エ スポーツ振興課スポーツ振興係

3 改正案

別紙のとおり。

4 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則

五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則（平成 17 年五所川原市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																										
（組織） 第 1 条の 2 事務局に次の課を置き、課には次の課内室及び係を置く。 <table><tr><th>課名</th><th>課内室名</th><th>係名</th></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>社会教育課</td><td></td><td>社会教育係</td></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr></table>	課名	課内室名	係名	略			社会教育課		社会教育係	略			（組織） 第 1 条の 2 事務局に次の課を置き、課には次の課内室及び係を置く。 <table><tr><th>課名</th><th>課内室名</th><th>係名</th></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">社会教育課</td><td></td><td>社会教育係</td></tr><tr><td>少年相談センター</td><td></td></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr></table>	課名	課内室名	係名	略			社会教育課		社会教育係	少年相談センター		略		
課名	課内室名	係名																									
略																											
社会教育課		社会教育係																									
略																											
課名	課内室名	係名																									
略																											
社会教育課		社会教育係																									
	少年相談センター																										
略																											
（分掌事務） 第 2 条 課、課内室及び各係の分掌事務は、次のとおりとする。 教育総務課 教育総務係 （１）～（１２） 略 <u>（１３）～（１９） 略</u> 施設係 （１）～（６） 略 <u>（７） 通学支援に関すること。</u> 教育総務室 略 社会教育課 社会教育係	（分掌事務） 第 2 条 課、課内室及び各係の分掌事務は、次のとおりとする。 教育総務課 教育総務係 （１）～（１２） 略 <u>（１３） 教育要覧に関すること。</u> <u>（１４）～（２０） 略</u> 施設係 （１）～（６） 略 教育総務室 略 社会教育課 社会教育係																										

(1)～(21) 略

(22) 部活動地域移行に関すること。

(23)・(24) 略

スポーツ振興課

スポーツ振興係

(1) 略

(2) 体育施設に関すること。

(3) スポーツ関係各種補助に関すること。

(4) 略

(5) 生涯スポーツに関すること。

(6) 略

(7) 部活動地域移行に関すること。

(1)～(21) 略

(22)・(23) 略

少年相談センター

(1) 相談センターの運営に関すること。

(2) 巡回指導に関すること。

(3) 関係機関との連絡調整に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、青少年の健全育成に関するこ
と。

スポーツ振興課

スポーツ振興係

(1) 略

(2) スポーツの調査、研究及び統計に関すること。

(3) 略

(4) 中学生以下の各種競技会派遣費の補助に関すること。

(5) 体育施設の建設及び整備計画に関すること。

(6) 体育用備品の貸出しに関すること。

(7) 略

(8) 五所川原市体育施設設置条例（平成17年五所川原市条例
第209号）に規定する体育施設に関すること。

(8) <u>B & G財団関連施設及び各種事業に関すること。</u> (9)・(10) 略 学校教育課 略	(9)・(10) 略 学校教育課 略
※下線部分は改正部分	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 10 号

五所川原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について

五所川原市教育委員会処務規程（平成 17 年五所川原市教育委員会訓令第 1 号）の一部を改正する訓令を下記のとおり制定する。

記

1 改正理由

学校再編により三好小学校が令和 6 年度で閉校となることから、当該校の学校印及び学校長印を廃止するため、所要の改正を行うものである。

2 改正概要

別表第 3 の表中「青森県五所川原市立三好小学校印」及び「青森県五所川原市立三好小学校長印」の項を削る。

3 改正案

別紙のとおり。

4 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

五所川原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令

五所川原市教育委員会処務規程（平成 17 年五所川原市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後								改正前							
別表第 3（第 3 条関係）								別表第 3（第 3 条関係）							
公印の名称	字句	保管責任者	形状	寸法	書体	個数	用途	公印の名称	字句	保管責任者	形状	寸法	書体	個数	用途
略								略							
学校印	青森県五所川原市立三輪小学校之印	略						学校印	青森県五所川原市立三輪小学校之印	略					
								学校印	青森県五所川原市立三好小学校印	学校長	正方形	45 ミリメートル	古印	1	卒業証書
略								略							
学校長印	青森県五所川原市立三輪小学校長印	略						学校長印	青森県五所川原市立三輪小学校長印	略					
								学校長印	青森県五所川原市立三好小学校長印	学校長	正方形	18 ミリメートル	古印	1	卒業証書・修了証書・表彰状・各

略								略							種証明 書・諸報 告書及び その他校 長名をも ってする 文書

※下線部分は改正部分

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 11 号

五所川原市社会教育委員の委嘱について

五所川原市社会教育委員設置条例（平成 17 年五所川原市条例第 203 号）第 1 条の規定に基づき設置する五所川原市社会教育委員を下記のとおり委嘱する。

記

1 任 期 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 委嘱する者

No	条例で定める委員 の選出区分	所属、勤務先等	氏 名	備考
1	学識経験者	西北地区社会教育委員連絡協議会会長 青森県社会教育連絡協議会会長	しらかわ きよみ 白川 喜代美	
2	社会教育関係者	青森県地域婦人団体連合会会長 青森県結核予防婦人会会長 五所川原市連合婦人会会長	とのさき こ 外崎 れい子	
3	学識経験者	五所川原市立中央小学校放課後児童ク ラブ支援員	たなせ としお 棚瀬 敏雄	
4	社会教育関係者	十三湖土地改良区総括監事	かしわや はじめ 柏谷 肇	
5	社会教育関係者	市浦郵便局局長	み わ こうや 三和 公也	
6	社会教育関係者	五所川原市立金木小学校学校教育支援 員	さとう まり 佐藤 真理	
7	社会教育関係者	五所川原市生涯スポーツ推進協議会委 員	さいとう けんいつ 齋藤 賢逸	
8	学識経験者	五所川原市スクールカウンセラー	きのした やすひで 木下 靖英	
9	社会教育関係者	一般社団法人かなぎ元気村専任役員	いとう いちひろ 伊藤 一弘	新任

議案第12号

五所川原市スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第1項の規定に基づき五所川原市スポーツ推進委員を下記のとおり委嘱する。

記

1 任 期 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

2 委嘱する者

No.	地区	氏 名	年齢	通算 任期	種 目	備考
1	五所川原	さ さ き かずこ 佐々木 和子	81	31	バレーボール	
2	五所川原	まきた ようこ 蒔田 洋子	77	30	ソフトボール	
3	市浦	なりた たけじ 成田 武司	58	29	野球	
4	五所川原	たかはし ひであき 高橋 秀明	65	22	バスケットボール	
5	五所川原	さくらば じゅんこ 櫻庭 淳子	68	20	バドミントン	
6	五所川原	しぶたに ふさこ 澁谷 房子	68	7	テニス	
7	市浦	おぐら ゆうと 小倉 勇斗	37	3	野球	
8	五所川原	かわなみ たかひろ 川浪 孝宏	46	1	ソフトバレーボール	
9	五所川原	じん ふみこ 神 章子	69	1	バドミントン	
10	五所川原	さかもと ひとみ 坂本 瞳	46	新任	ソフトテニス	
11	五所川原	つしま たかこ 對馬 郁子	55	新任	ヨガ	
12	五所川原	なら なつこ 奈良 夏子	55	新任	バドミントン	
13	五所川原	さいとう ひとし 齋藤 準	53	新任	サッカー	
14	金木	いくたま あきら 生玉 顕	41	新任	陸上	

議案第 13 号

五所川原市立図書館協議会委員の任命について

五所川原市立図書館設置条例（平成 17 年五所川原市条例第 89 号）第 5 条の規定に基づき設置する五所川原市立図書館協議会の委員を下記のとおり任命する。

記

1 任 期 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 任命する者

No	条例で定める委員 の選出区分	所属、勤務先等	氏 名	備考
1	社会教育関係者	地域学校協働活動推進員	かさい さいこ 葛西 彩子	
2	社会教育関係者	五所川原市社会教育委員	きのした やすひで 木下 靖英	
3	社会教育関係者	青森県立図書館奉仕課副課長 総括主幹司書	きむら な な こ 木村 奈々子	新任
4	家庭教育の向上に資する活動を行う者	五所川原おはなしぽぽんた会員	さ さ き こ 佐々木あさ子	
5	家庭教育の向上に資する活動を行う者	NPO 法人子どもネットワークす てっぷスタッフ	そうま く み こ 相馬 久美子	新任
6	家庭教育の向上に資する活動を行う者	会社員	そうま りゅうこ 相馬 柳子	
7	社会教育関係者	一般社団法人七和まちづくりネ ットワーク専務理事	とびしま けん 飛嶋 献	
8	学校教育関係者	青森県退職校長会西北支部理事	なかむら ともひこ 中村 智彦	
9	社会教育関係者	元保育士	なりた こ 成田 よし子	
10	社会教育関係者	北奥文化研究会副会長 五所川原街なか文化研究会主宰	はんざわ おさむ 半澤 紀	新任